

# 仕 様 書（企画提案用）

## 1. 業務件名

関東運輸局管内におけるバス運転者不足問題を踏まえた地域公共交通の確保維持に関する調査

## 2. 業務目的

近年、乗合バス事業では全国各地で運転者不足による減便や廃止（以下「減便等」という。）が相次いでおり、関東運輸局管内においても都市部・地方部問わず、路線バスの減便等についての報道がなされている。

乗合バス事業における運転者不足は、コロナ禍以前より、バス・タクシー運転者の賃金水準の低さ、二種免許取得者数の減少等による運転者の高齢化が顕著となっており、平成30年の時点で自動車運転業の有効求人倍率は全職業平均の約2倍となっていたが、いわゆる「2024年問題」においてより顕在化したとすることができる。

公共交通の担い手であるバス運転者を確保する取組として、多くの交通事業者において労働環境改善に向けた運賃改定が進められているほか、サービス改善・経営効率化に資する交通DX（Digital Transformation）の取組が進められているが、こうした状況において地域の移動手段を確保・維持するためには、交通事業者側の努力のみならず、減便等が避けられない場合の代替交通手段の確保に代表されるように、自治体側の交通政策の果たす役割も重要になってきていると推察される。

本調査業務は、関東運輸局管内（以下「管内」という。）におけるバス運転者不足を要因とする減便等の状況や、自治体の交通政策への影響、交通事業者と自治体とのコミュニケーションの状況を把握するとともに、減便等の影響を最小限に抑えるために必要な事項を明らかにすること、またその内容を自治体職員等へ共有することを目的とする。

## 3. 業務内容

### （1）管内市区町村へのアンケート調査

管内全市区町村を対象に、アンケートを実施する。

なお、基本となる調査項目と調査の趣旨は下記のとおり。

#### ①運転者不足を要因とする路線バスの減便等の状況

バス運転者の改善基準告示の改正が施行された令和6年4月1日の一つの大きな区切りとして、減便等が行われた可能性が考えられるが、実際に減便等が行われた時期は、一極集中ではなくバス事業者によってばらつきが見られる。

また、2.に記載のとおり、改善基準告示改正以前より、運転者不足の状況にあったことから、これを要因とする減便等は一定数行われていたと想定され、また、これから先も減便等が予定されている（打診されている）事例もあることが想定される。

本項目では、各市区町村内の路線バスにおいて、ある一定の基準を満たす減便等が、どの時期に実施されているかを市区町村に問い、減便等が実施された自治体数の時点別の推移や地理的傾向等を調査する。（その際、回答者の負担とならないよう、調査対象期間の設定に留意すること。）

#### ②路線バス事業者から減便等を打診・報告された時期及び自治体の対応（回避できた場合も含む）

路線バス事業者から減便等の打診・報告を受けて、自治体がどのような対応をと

ったのかとその結果について、市区町村に問い、その傾向を調べる。自治体の対応として、具体的には、減便自体は避けられないものの、調整の結果、減便等の対象をより影響の少ない路線や時間帯に変更した、重複する路線を見直す路線再編を実施した、他の交通手段により補完した、特に対応なし、などが考えられる。

また、上記の自治体の対応には、バス事業者側からの打診・報告の時期が大きく影響するものと思われるため、事前の打診の有無や、打診が減便等の実施予定日のどのくらい前にあったかを調査する。

### ③運転者不足を要因とするコミュニティバスの減便等の状況

自治体や地域組織から交通事業者が委託される形で運行されていることが多いコミュニティバスは、運行計画も地域側が決めているため、民間バス路線と異なり、交通事業者の一存で減便等が行われることは通常ないが、受託事業者から、運転者不足を理由に「来期は入札に参加できない」「今の運行計画のままでは受託できないのでダイヤを見直してほしい」などの申出がなされていることも想定される。

本項目では、コミュニティバスにおける減便等の申出状況（管内のコミュニティバスを運行している自治体のうち減便等の申出を受けた割合やその時期）、対応、結果等について調査する。

### ④バス事業者との関係性

バス事業者から自治体への減便等の打診の有無は、自治体の交通担当者とバス事業者が、普段から頻繁にコミュニケーションがとれているか否かが影響するものと思料される。

本項目では、自治体の交通担当者がバス事業者と定期的に打合せを行っているかや、協議がしやすい関係性が構築されているか、バス事業者との関係性が自治体の減便等への対応に影響しているか、等を調査する。

### ⑤地域公共交通計画との関連性

限りある人的資源（バス運転者）を地域全体で効率的かつ有効に活用するという観点では、地域公共交通計画を策定する過程で、民間バス路線も含め、自治体内の交通サービスの状況を総合的に整理し、重複する部分を統合し、バスから小型車両への代替が可能な部分については切り替えるなどの交通網の再編が有効である。

また、地域公共交通計画に地域にとって目指すべき「交通ネットワークの将来像」を示し、そのなかでまちづくりの観点で重要な役割を担う「基幹的な路線」やその路線の「サービスレベル（運行頻度）」を示すことによって、地域にとって重要な路線の認識をバス事業者と共有することができ、バス事業者が運転者不足に陥り減便等を検討する際に、維持すべき路線の優先順位の認識が行政側と一致していることが重要と思料される。

こうした観点から、市区町村の地域公共交通計画の策定有無や、計画が策定されている場合は民間バス路線についての言及の度合い、地域の交通網の再編についての取組状況、バス事業者と自治体との間で路線の優先順位の認識の共有の状況等について調査する。

### ⑥運転者不足問題への対策

一部自治体においては、バス事業者の人材確保のための自治体独自の支援策を実施している。本項目では、こうした独自の支援策の有無のほか、独自の支援策がある場合はその詳細、活用状況等を調査する。

## （２）先進的な取組を行っている自治体の事例調査

(1) でアンケートを実施した自治体のうち、減便等に対して特筆すべき取組を行っていると思われる自治体や、他の地方運輸局管内の先進的な取組を行っている自治体について、ヒアリング等により事例を調査する。

調査方法は、提案事項とする。

### (3) バス事業者の状況調査

バス事業者から運輸局へ提出されている輸送実績報告書データ（直近3か年分）を分析し、管内の路線バス事業における輸送実績の状況、運転者数の状況などを明らかにする。

輸送実績報告書データについては、関東運輸局から受注者へ電子データ（Excel形式）を一時貸与することとし、本業務履行完了後速やかに削除することとする。

分析手法や分析項目は、提案事項とする。

### (4) バス事業者へのヒアリング

(1)、(3)の結果等から、バス事業者を選定し、運転者不足への対策や減便等の対応についてバス事業者の立場から自治体に望むこと（支援策、協議のあり方等）について、ヒアリングを実施する。

ヒアリングの実施数、実施方法及び調査内容は、提案事項とする。

### (5) 調査結果の分析

(1)～(4)で得られた情報を基に、管内での運転者不足を要因とする減便等の状況及び運転者不足への対応として自治体の交通政策において留意すべき事項等を分析し、とりまとめを行う。

### (6) 業務の打合せ

業務の打合せは、適宜開催とする。

### (7) 報告書作成

上記の内容をとりまとめ、報告書を作成する。なお、報告書の作成に当たっては、Microsoft PowerPoint形式による「概要版」を併せて作成する。

## 4. 企画提案事項等

企画提案に当たっては、上記3.(1)～(7)に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手段・留意点等を明示すること。また、その際に以下の事項については必ず提案等すること。

- 3.(1)の管内市区町村に対して行うアンケート内容（特に、調査対象とする減便等の基準、調査対象とする時点）
- 3.(5)の調査結果の分析の視点（分析結果を自治体へ情報提供するという業務目的を踏まえ、自治体にとって参考となる分析結果としてふさわしいものを提案すること）

## 5. 履行期間

契約の日～令和7年3月31日（月）

## 6. 成果物

### (1) 提出物

- 報告書（概要版）：5部（A4判、カラー、Microsoft PowerPoint形式5～10ページ程度）
- 報告書（詳細版）：5部（A4判簡易製本、カラー、背表紙にタイトルを表示）
- 報告書の電子データ CD-RまたはDVD-R：1枚（電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointにより編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式の両方で保存するものとする）

### (2) 提出期限

令和7年3月31日（月）

### (3) 提出先

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階  
関東運輸局交通政策部交通企画課

## 7. 監督職員

関東運輸局交通政策部交通企画課課長補佐

## 8. その他

本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、関東運輸局交通政策部交通企画課（以下「担当課」という。）と協議の上、その指示に従い業務を進めるとともに、担当課は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求められることができるものとする。

また、この業務の内容及び業務遂行上知り得た秘密事項について、担当課の承認を得ないで他に漏らし、又は、その他の目的に利用してはならない。